

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年7月19日付松監第12号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課	所管課等長氏名 丹生谷 泰生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(2) 市民会館使用料</b>            ・使用料の納入時期について            松山市民会館使用料の納入時期は、松山市民会館条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p> <p><b>(3) 総合コミュニティセンター使用料</b>            ・使用料の納入時期について            松山市総合コミュニティセンター使用料の納入時期は、松山市総合コミュニティセンター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を</p>	<p><b>1 収入事務について</b>  <b>(2) 市民会館使用料</b>            ・使用料の納入時期について            松山市民会館条例施行規則では、「国又は地方公共団体が会館を使用する場合」など、使用料の納付時期の特例が認められています。しかし、各種スポーツ競技団体や文化団体等が規模の拡大とともに組織化され、会計処理を行政に倣って口座払いを原則とする団体が増えたことで、取りまとめた使用料が施設等使用前に支払いができないケースが発生しました。利用者からは、使用料の後納ができないことを理由に施設を利用できないという意見が寄せられたため、市民サービス向上の観点から、指定管理者である文化・スポーツ振興財団の判断で施設等使用後の口座振込を認めていました。            指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための規則改正を行いました。            今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。</p> <p><b>(3) 総合コミュニティセンター使用料</b>            ・使用料の納入時期について            松山市総合コミュニティセンター条例では、「国若しくは地方公共団体が使用する場合又は使用時間の超過に対する使用料の場合」に限り、使用料の後納が認められています。しかし、各種スポーツ競技団体や文化団体等が規模の拡大とともに組織化され、会計処理を行政に倣</p>

検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

#### (4) 野外活動センター使用料

- ・使用料の納入時期について

松山市野外活動センター使用料の納入時期は、松山市野外活動センター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

#### (6) 中央公園管理使用料

- ・使用料の納入時期について

松山中央公園体育施設使用料の納入時期は、松山中央公園体育施設条例施行規則等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。規則等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

って口座払いを原則とする団体が増えたことで、取りまとめた使用料が、施設等使用前に支払いができないケースが発生しました。利用者からは、使用料の後納ができないことを理由に施設を利用できないという意見が寄せられたため、市民サービス向上の観点から、指定管理者である文化・スポーツ振興財団の判断で施設等使用後の口座振込を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

#### (4) 野外活動センター使用料

- ・使用料の納入時期について

使用料について、松山市野外活動センター条例では、「市長が相当の理由があると認めるときは、これを後納させることができる」と定められています。この規定を適用する場合は、指定管理者である文化・スポーツ振興財団から市に対して事前確認が必要ですが、市民会館や総合コミュニティセンターで施設等使用後に口座振込を行っているケースがあることから、財団の判断で後納処理を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

#### (6) 中央公園管理使用料

- ・使用料の納入時期について

松山中央公園体育施設条例施行規則では、「使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。」と定められています。この規定を適用する場合は、指定管理者である文化・スポーツ振興財団から市に対して事前確認が必要ですが、市民会館や総合コミュニティセンターで施設等使用後に口座振込を行っているケースがあることから、財団の判断で後納処理を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

## 2 スポーツシティまつやま推進事業の支出事務について

・助成金交付要綱の適正な整備について  
松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金制度は、交付要綱別表に助成金の額及び限度額が規定されているが、要綱が実際の助成内容と一部異なる状況が見受けられた。要綱の改正が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

## 2 スポーツシティまつやま推進事業の支出事務について

・助成金交付要綱の適正な整備について  
要綱に定められた方法以外の事務処理が慣例的に行われており、その方法に問題がないと認識していたため、これまで見直しが行われていませんでした。  
適正な事務処理が行われるよう、今年度、要綱の改正を行いました。